第１４３回

長野県市長会総会

国宝松本城

期　日　：　平成３０年８月２３日(木)
会　場　：　ホテルブエナビスタ　２階　メディアーノＡ

開催市：松本市

目　　次

日　　程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

総会次第 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議題目次 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議　　題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

出席者名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

日　　程

【８月２３日（木）】

１３時００分　総　　会　ホテルブエナビスタ　２階 メディアーノＡ

１６時００分　研修視察　松本市歴史の里、日本浮世絵博物館

１７時４５分　懇 親 会　ホテルブエナビスタ　３階 グランデＣ

総　会　次　第

1　開　会

2　会長あいさつ

3　開催市市長あいさつ

4　来賓祝辞

　長野県知事

　松本市議会議長

5　来賓紹介

6　議長選出

7　会　議

（1）　会務報告

（2）　議題審議

（3）　平成３１年度開催市決定

（4）　その他

8　閉　会

議　題　目　次

Ⅰ　各市提出議題

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの　…　１議題

１　廃棄物のリサイクル制度の確立及びリサイクルに対する財政支援について
（諏訪市）

○　特に市町村への財政支援策等を求めるもの　…　２議題

２　長野県統一仕様の統合型校務支援システムの導入促進と財政支援について
（小諸市）

３　保育園、幼稚園等及び小・中学校への冷房設備整備に係る財政支援等について
（伊那市・駒ヶ根市）

Ⅱ　副市長・総務担当部長会議送付議題

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの　…１１議題

１　史跡等を国または地方自治体に譲渡した場合の所得税特別控除額の引き上げについて　（松本市）

※２　待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和について　（須坂市）

※３　小中学生の通院に係る福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について　（長野市・駒ヶ根市）

４　介護保険「地域支援事業（任意事業）」の家族介護継続支援事業の対象事業拡大について　（須坂市）

５　農業農村整備事業に係る地元負担金への更なる財政支援について　（東御市）

６　鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）における捕獲確認方法の是正について　（長野市）

7　社会資本整備総合交付金の財源確保及び適切な予算配分について
（諏訪市・小諸市）

8　道路施設及び橋りょうに関わる法定点検制度の見直し等及び社会資本整備総合交付金の補助率引き上げについて　（飯山市）

9　学校施設環境改善交付金の予算確保等について　（塩尻市）

※10　特別支援教育の充実と環境整備のための分教室設置について　（松本市）

※11　特別支援教育充実に向けた原籍校と副学籍校をつなぐ人材配置について
（安曇野市）

○　新たな施策の要望又は提案を求めるもの　…３議題

※12　骨髄等移植ドナーに係る支援制度の創設及びドナー登録等の推進について
（諏訪市）

13　「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」除去等における支援制度の創設について　（伊那市）

※14　海外からのワイン用ブドウの導入と有望品種の選定について　（東御市）

○　特に市町村への財政支援策等を求めるもの　…４議題

15　交通弱者対策として市民バス事業への財政支援等について　（大町市）

16　下水道老朽化施設改築事業の社会資本整備総合交付金対象の継続と交付金の財源確保について　（諏訪市）

※17　森林環境譲与税（仮称）及び新たな森林管理システム導入に係る県の支援体制について　（上田市）

18　国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について
（長野市・松本市・上田市・須坂市・伊那市・駒ヶ根市・
大町市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・安曇野市）

Ⅲ　その他

幼児教育・保育の無償化について

Ⅳ　事務局提出議題

1　協議事項

（1）平成29年度長野県市長会決算認定について
　・平成29年度会務報告書
　・平成29年度歳入歳出決算書
（2）市長会から選出する各種団体等の役職について
（3）第173回北信越市長会総会について
　・開催日程
　・分科会所属
（4）その他

2　報告事項

（1）市長会から選出する各種団体等の役職について
（2）今後の会議日程等について

Ⅴ　県施策説明

（1）広域災害応援の再確認について
（2）交通系ＩＣカード導入の取組について
（3）産婦健康診査事業の円滑な実施について
（4）いのち支える取組といのち支える市町村キャラバンの実施について
（5）新規電源開発地点発掘プロジェクトについて

Ⅰ　各市提出議題

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	環境省
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名　　称	

件名	**1　廃棄物のリサイクル制度の確立及びリサイクルに対する財政支援について**
提案市	諏訪市
提案要旨	家電・容器包装・小型家電・食品リサイクル制度の確立や国と自治体との連携強化のための財政支援を要望する。
提案理由	国は、大量廃棄型社会からの転換と循環型社会の形成のために、分野ごとに各種リサイクル制度を設け、リサイクルを推進している。 リサイクルに係る自治体の責務は、分別収集から選別、保管まで、一般的にトータルコストの７～８割を占めており、資源物売却収入を差引いても自治体の負担は大きい。 一方、リサイクルを推進すれば、するほど、自治体のリサイクルコストは増加し、財政を圧迫する。このままではリユースの普及どころか、リサイクルの取組も前進しない。 各種リサイクル制度の趣旨に鑑み、リサイクルに係る費用について国からの財政的支援が必要である。
現況及び課題等	本市では、リサイクルの品目を拡充すれば、資源物の分別収集費用やリサイクルできるように選別する費用、運搬に要するコストが増加する結果となり、財政を圧迫してしまうのが現状である。 国の施策として循環型社会の形成を目指すのであれば、ハード整備の財政的支援だけでなく、持続可能なリサイクルシステムを構築し、リサイクルに係る費用の財政的支援も必要である。
関係法令	・家電リサイクル法　・容器包装リサイクル法　・小型家電リサイクル法 ・食品リサイクル法

○　特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H30・4・19　第142回総会；小諸市)				
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）			分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	文部科学省		
	■ 県	担当部局	教育委員会事務局		
	□ その他	名　　称			

件名	**2　長野県統一仕様の統合型校務支援システムの導入促進と財政支援について**
提案市	小諸市
提案要旨	教職員の業務改善に向けて取り組む「全県統一仕様の統合型校務支援システム」の導入について、すべての市町村が導入できるよう、導入経費の圧縮と市町村への財政支援を要望する。
提案理由	教職員は、県内各地を異動することから統合型校務支援システムは全県で統一仕様として調達、運用されることが望ましく、これらを踏まえ、長野県においても導入スケジュール、予定される経費が示されたところである。 本システムのメリットを最大化するためには、全市町村の加入が望まれるところであるが、経費負担が大きいことから、導入を見送る市町村がでてくるのではないかと懸念している。このため更なる経費の圧縮と財政支援を要望する。
現況及び課題等	県教委から示されたスケジュール及び費用負担等 【全県運用開始】平成32年（2020年）度から 【経常経費及び構築経費】１校月当り　38,850円 １校年額　466,200円 ※小諸市の年間経費　466,200円 × ８校 ＝ 3,729,600円
関係法令	

○　特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	厚生労働省・文部科学省
	■ 県	担当部局	県民文化部・健康福祉部・教育委員会事務局
	□ その他	名　　称	

件名	**3　保育園、幼稚園等及び小・中学校への冷房設備整備に係る財政支援等について**
提案市	伊那市・駒ヶ根市
提案要旨	記録的な猛暑により、保育園、幼稚園等及び小・中学校における熱中症対策が喫緊の課題となっている。特に、冷房設備の設置が急がれる中、導入には多額の費用がかかり、自治体の財政負担が大きくなることから、国及び県からの財政支援及び予算確保を要望する。
提案理由	記録的な猛暑により、子どもたちの熱中症が心配されるため、保育施設等については、保育室を中心に冷房設備を設置していく予定であるが、多額の費用がかかること、また冷房設備に関わる国等からの補助制度がないことなどから財政負担が大きくなり、保育園運営に支障をきたすことが懸念されるため、公立・私立ともに国及び県の財政支援をお願いしたい。 また、小・中学校については、国が冷房設備設置の補助を検討する意向を示しており、これに伴う調査が実施されているものの、耐震化等の事業への交付金が不採択となっている状況があり、冷房設備設置のために交付金が採択されるか不透明といえる。また、冷房設備の設置時期が遅くなると、来年度の猛暑時期に対応できないため、交付決定を早めていただくことで早期に事業を実施したい。 ついては、設備設置の計画的な事業執行により児童生徒が健康で安心して学ぶことができる学習環境の提供と、学校教育の円滑な推進を図ることが大変重要なことから緊急要望するものである。

◇ 公立保育施設等冷房設備設置状況（保育所・認定こども園・子育て支援センター・幼稚園・児童発達支援事業所）

	施設数	完備	一部設置	未設置	(私立)
伊那市	保19・セ5・発1	セ2	保17・発1	保2・セ3	保2・認2・幼1
駒ヶ根市	保8・セ1・幼2	－	保8・セ1・幼2	－	保2・幼1

◇ 公立小・中学校冷房設備設置状況

	施設数	完備	一部設置	未設置	(私立)
伊那市	21	－	21	－	－
駒ヶ根市	7	－	7	－	－

現況及び課題等	●保育施設におけるエアコンの設置計画 【伊那市の状況】 ＊今後の予算措置並びに冷房設備が必要な施設数及び台数 私立保育施設（認定こども園・幼稚園を含む。）については、補助金交付を検討している。 ＜公立保育施設＞ 平成30年度補正予算　20施設　77台 平成31年度当初予算　８施設　35台 ＜私立保育施設＞ 平成31年度当初予算　５施設　28台 【駒ヶ根市の状況】 ＜公立保育施設＞ 今後の施設整備予定　10施設　60台 ＜子育て支援センター＞ 今後の施設整備予定　1施設　1台 ＜私立保育施設等＞ 今後の施設整備予定　３施設　10台 ●小・中学校におけるエアコンの設置状況 【伊那市の状況】 市内小・中学校　21校 普通教室　277室　内エアコン設置教室数　３室 特別教室　319室　〃　29室 職員室等　73室　〃　29室 計　669室　〃　61室 【駒ヶ根市の状況】 市内小・中学校　７校 普通教室　139室　内エアコン設置教室数　０室 特別教室　50室　〃　７室 職員室等　74室　〃　10室 計　263室　〃　17室
関係法令	学校施設環境改善交付金交付要綱

Ⅱ　副市長・総務担当部長会議送付議題

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H29・8・25　第141回総会；松本市)			
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）		分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	国税庁	
	□ 県	担当部局		
	□ その他	名　　称		
件名	**1　史跡等を国または地方自治体に譲渡した場合の所得税特別控除額の引き上げについて**			
提案市	松本市			
提案要旨	個人または法人が、国史跡等に指定された土地を国または地方公共団体に譲渡した場合の所得税の特別控除額の上限を2,000万円から5,000万円に引き上げることを要望する。			
提案理由	史跡・名勝・天然記念物は、わが国の歴史や文化を物語る国民共通の貴重な財産である。史跡等に指定されると、所有者は文化財保護法上の規制を受け、自由な土地活用ができなくなり、土地を所有することの有意性を失ってしまうことから、公有地化を促進する必要が生じる。 近年、本市では中心市街地での史跡整備を進めているが、土地の評価額が高いにもかかわらず、土地を譲渡した際の所得税の特別控除額が低く（上限2,000万円）、所有者に有利な条件を提示することができず用地交渉が進展しない。 失われたら二度と取り戻すことのできない文化財を後世に残すためには更なる税制優遇が必要であり、昭和49年度から据え置かれている特別控除額を、都市計画法の土地収用等で適用される5,000万円並みに引き上げるべきと考える。所有者の立場からも、史跡等の場合の特別控除額が都市計画法等で適用される控除額に比して大幅に低いことは、公平性の点で理解を得られない。 全国には地域特有の歴史や文化を物語る文化財が残されている。各地の文化財整備を推進することが地域特有の魅力的なまちづくりにつながり、結果的に観光振興に寄与し、地域の活性化につながると考える。			
現況及び課題等	国等に土地を譲渡した場合の所得税特別控除額の改正経過 昭和44年度　上限　300万円（創設） 昭和46年度　上限　1,200万円 昭和49年度　上限　2,000万円（現在に至る） 〔参考〕都市計画法や道路法に基づく土地収用の際の 所得税の特別控除額　5,000万円			
法令関係	租税特別措置法、文化財保護法			

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H27・8・20　第137回総会；須坂市)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局	県民文化部
	□ その他	名　　称	

件名	**2　待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和について**
提案市	須坂市
提案要旨	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成23年９月２日厚生労働省令第112号）により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、三大都市圏の一部だけではなく待機児童が発生している、または発生の恐れのある市町村でも一時的に適用できるように長野県が国家戦略特区へ申請することを要望する。
提案理由	現在三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として実施されている、居室面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を、長野県の特区申請により県内の市町村へ適用することで、待機児童の発生防止・減少が可能となるもの。
現況及び課題等	「子ども・子育て支援新制度」が平成27年４月からスタートし、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや、共働き世帯の増加等により３歳未満児の受入れが増加している。 待機児童対策として、保育所施設整備には少なくとも数年の期間がかかり、時機を逸しては保護者のキャリアを断念せざるを得ない状況を生じ、将来に渡っての生産性に大きな影響を与える。 また、施設整備を進めるとしても、少子化の進行により将来的には入所児童数の減少が確実な中での新規施設整備は不合理と考える。 ● 保育室の床面積基準の例

		従うべき基準	標　準 (地域の実情に応じた基準)
長野県	乳児室	1.65㎡以上/1人	------
	ほふく室	3.3㎡以上/1人	------
参考：横浜市	乳児室	1.65㎡以上/1人	1.65㎡以上/1人
	ほふく室	3.3㎡以上/1人	**1.65㎡以上/1人**

関係法令	児童福祉法第45条第２項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 同　附則第四条の基準を定める省令、同　附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域（平成二十三年九月二日厚生労働省告示第三百十四号）

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H30・4・19　第142回総会：長野市)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局	健康福祉部
	□ その他	名　　称	

件名	**3　小中学生の通院に係る福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について**
提案市	長野市・駒ヶ根市
提案要旨	長野県福祉医療費給付事業補助金のうち、小中学生の通院に係る県補助の拡大を要望する。
提案理由	福祉医療費のうち小中学生の通院については県補助対象外のため、市町村の単独での実施となっており、財政負担が大きい。 県内全市町村で、子どもの福祉医療費の対象年齢を中学校卒業までとしていること、及び通院については県補助の対象年齢が平成18年４月から未就学児までに据え置かれていること、並びに県の「ながの子ども・子育て応援総合計画」に沿う「子育て安心県」の実現に向けた子育て支援策であることなどを踏まえ、通院について対象年齢の拡大を要望する。
現況及び課題等	・子どもの福祉医療費の対象年齢

	県補助	長野市	駒ヶ根市
入院	中学校卒業まで	中学校卒業まで	18歳年度末まで
通院	未就学児まで	中学校卒業まで	中学校卒業まで

※小中学生の通院分が県補助の対象となっていない。

・福祉医療費給付事業（扶助費決算額：「子ども」分）

【 長野市 】　　（単位：千円）

年　度	支給総額	県補助金 (対象の1/2)	長野市 一般財源
28年度(決算額)	636,451	150,321	486,130
29年度(決算見込額)	648,130	147,100	501,030
30年度(予算額)	690,983	160,502	530,481

【 駒ヶ根市 】 （単位：千円）

年　度	支給総額	県補助金 (対象の1/2)	駒ヶ根市 一般財源
28年度(決算額)	68,888	14,377	54,511
29年度(決算額)	67,559	14,874	52,685
30年度(予算額)	72,000	17,290	54,710

関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	厚生労働省
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名　　称	

件名	**4　介護保険「地域支援事業（任意事業）」の家族介護継続支援事業の対象事業拡大について**
提案市	須坂市
提案要旨	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、要介護者を現に介護している家族を支援するため、地域支援事業（任意事業）の家族介護継続支援事業の対象事業拡大を要望する。
提案理由	任意事業においては、実施要綱に記載されている事業のほか、地域の実情に応じて様々な事業が実施可能であったが、平成27年度予算において、国の義務的経費（国庫負担金）としての性格を有する事業であることから、すべての事業について国の補助事業として行う必要があるのか検討され、対象事業が明確化するとともに対象事業が絞られた。 在宅介護慰労金給付及び介護用品（おむつ券）の支給は対象外となったが、介護サービスは充実されても、介護者への支援には苦慮しており、保険者がおこなう家族介護支援事業への参加者も伸び悩んでおり、有効な対策が打てているとは言い難い状況である。市町村特別給付への移行とするのではなく、地域支援事業の裁量拡大を要望するもの。 なおこの事業は、家族を介護に縛り付けるための施策ではなく、地域の実情に鑑み必要な施策であると考える。
現況及び課題等	元気な高齢者に対して介護が必要となった際に介護を受けたい場所を見ると、「今のところ、よくわからない。」と回答した者が多いものの、「施設」よりも「自宅」での生活を希望する者が多い。（長野県：42.7%） ※高齢者等実態調査による（H28.12.1現在）
関係法令	介護保険法

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 ■ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	農林水産省
	■ 県	担当部局	農政部
	□ その他	名　　称	

件名	**5　農業農村整備事業に係る地元負担金への更なる財政支援について**
提案市	東御市
提案要旨	設置から耐用年数が過ぎ、更新を迎える農業用施設が増え、国の農業農村整備事業を活用して更新事業を実施する場合、実施主体である土地改良区等の費用負担が大きな課題となっているため、本事業の補助率拡大による地元負担軽減の更なる財政支援を要望する。
提案理由	農業用施設を数多く抱える土地改良区は、組合員の減少や、農地転用による賦課面積の減少等により財政運営が厳しい状況である。 老朽化により更新を迎える施設が年々増える中、複数の農業農村整備事業を実施する場合、多額となる負担金が問題となっている。 一方、自治体においても、少子高齢化や人口減少等により財政状況が困窮しており、土地改良区への更なる財政支援は困難な状況である。このため、地元負担金への更なる財政支援を提案するもの。
現況及び課題等	農業農村整備事業（県営かんがい排水事業） ○立科幹線地区　総事業費4,000,000千円、事業期間：H31～H40（2029） 国50%、県25%、地元25%（1,000,000千円）（予定） ○菅平地区　総事業費1,610,000千円、事業期間：H28～H32（2020） 国50%、県39.91%、地元10.09%（162,449千円） ○御牧原2号幹線地区　総事業費90,000千円、事業期間：H30～H33（2021） 国50%、県25%、地元25%（22,500千円） ○神川左岸地区　総事業費685,500千円、事業期間：H21～H30 国50%、県25%、地元25%（171,375千円）
関係法令	土地改良法

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　回総会；　　市）			
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 ■ 経済 □ 危機管理建設	
要望先	■ 国	担当省庁	農林水産省	
	□ 県	担当部局		
	□ その他	名　　称		

件名	**6　鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）における捕獲確認方法の是正について**
提案市	長野市
提案要旨	本年度から全国的に統一された鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業交付金における捕獲個体（ニホンジカ等）の確認方法は、複雑かつ作業負担が増すもので、捕獲意欲の減退が懸念されるため、確認方法の一部是正を要望する。
提案理由	交付金の不正受給が発生し、捕獲確認方法の厳格化が急務であることは理解できるが、本年度から実施される確認方法は、個体へ捕獲日をペイントする、写真に捕獲者と個体を一緒に撮影する等、確認作業が大幅に上乗せされ、捕獲者の負担増となっている。このことについては、猟友会から苦言が多数寄せられ、捕獲意欲の減退が懸念されるため、捕獲確認方法の一部是正を要望するもの。
現況及び課題等	・ニホンジカ等の生息数増加に伴い農業被害は深刻な状況にある。対策として重要な個体数調整は、猟友会の協力により捕獲数が増加し、農業被害額は減少傾向にある。 ・近年、猟友会員数は、農家によるわな猟免許の取得者が増えたことにより、平成22年度358名から平成28年度422名と増加傾向にあるが、会員の平均年齢は66.0歳と高齢化が進み、70代が32.2%を占めており、確認作業の複雑化や負担増に素早く対応することが困難であり、捕獲意欲の減退も懸念される。 ・特に、本市の捕獲現場は急峻な中山間地が多く、足場の悪い捕獲現場にスプレーや標示板など多くの荷物を運搬することは高齢化が進行している猟友会員には負担が大きい。 ・例えば、捕獲した獣の証拠部位を「尾」に全国的に統一し、証拠物は市町村が責任をもって回収することで、捕獲個体へのマーキング作業をなくし、捕獲者の負担軽減を図るなどの是正を検討する必要がある。
関係法令	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H30・4・19　第142回総会；塩尻市・安曇野市)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 ■ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	国土交通省
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名　　称	

件名	**7　社会資本整備総合交付金の財源確保及び適切な予算配分について**
提案市	諏訪市・小諸市
提案要旨	社会資本整備総合交付金については、地方自治体が要望する所要の予算額を確保し、その配分については地方自治体の実情を勘案した適切な額とするよう要望する。
提案理由	道路整備や交通安全事業及び老朽化した橋りょう、公園施設などの長寿命化事業の特定財源として、社会資本整備総合交付金を活用し事業を進めているが、交付金内示額はここ数年要望額を大幅に下回る状況が続いていることや、舗装修繕の交付率の引き下げにより、財源の確保に苦慮し、事業の計画的な執行に支障をきたしている。 また、昨年度より「公共施設等適正管理推進事業債」が創設となり活用しているが、起債借入のため自治体の財政負担が大きい。 今後も、内示額の低い状況が続くことなどが予想されることや、地域の実情に即した事業が実施できるよう、同交付金の予算規模の拡大と適切な配分、舗装修繕に対する交付率の嵩上げ措置を強く要望する。
現況及び課題等	● 社会資本整備総合交付金内示率　（単位：%）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	諏訪市	小諸市	諏訪市	小諸市	諏訪市	小諸市
修繕事業	37.0	37.0	32.0	31.0	37.0	37.0
橋りょう修繕事業	77.0	93.0	88.0	76.2	83.0	82.4

関係法令	社会資本整備総合交付金交付要綱 道路事業整備に係る国の財政上の特別措置に関する法律

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H30・4・19　第142回総会；伊那市)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 ■ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	国土交通省
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名　称	

件名	**8　道路施設及び橋りょうに関わる法定点検制度の見直し等及び社会資本整備総合交付金の補助率引き上げについて**
提案市	飯山市
提案要旨	平成26年度より、橋りょうをはじめ道路構造物の法定点検が５年に１回義務付けられ、コンサルタント等への委託や、職員の直営により点検を行っているところであるが、５年ごとにすべて近接目視の点検を継続するためには、地方自治体の負担が大きいため、点検要領に対する新技術の活用や点検結果に基づく点検間隔など制度の見直しを行うとともに、橋りょう点検に対する社会資本整備総合交付金の補助率の引き上げについて要望する。
提案理由	５年に１回の点検が省令・告示で規定され、今後、永久的に自治体独自で点検、修繕を進めるには、現在の制度では、修繕等の経費も必要になり、管理施設数も多く規模が大きいことから財政上多大な負担となるため、制度の見直しと更なる高率の支援を要望する。
現況及び課題等	今後、点検費用のみならず、老朽化に伴う修繕費用の増大が予想されるとともに、技術職員の減少等人員不足に伴う直営点検が困難な状況などから、ますます財政への圧迫が懸念される。そのため、現在の社会資本整備総合交付金の補助率についての引き上げも必要である。 ＜飯山市＞ ・事業期間：H26～H30（第1期） ・点検橋梁数：228橋 ・点検費(H30見込み含む)：80,000千円
法令関係	道路法及び同施行令 社会資本整備総合交付金要綱

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H30・4・19　第142回総会；長野市・中野市)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	文部科学省
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名　　称	

件名	**9　学校施設環境改善交付金の予算確保等について**
提案市	塩尻市
提案要旨	公立小中学校施設の老朽化や長寿命化対策としての大規模改修事業については、校舎、屋内運動場等の施設の老朽化が進んでいる学校から、順次計画的に実施している。 厳しい財政状況の中における事業実施にあたっては、「学校施設環境改善交付金」を活用する必要があるため、国においては対象事業の拡大と算定割合の嵩上げの拡充、及び所要額に対する年度当初からの確実な財源確保を強く要望する。
提案理由	本年度、「学校施設環境改善交付金」を活用して、老朽化が進む市内小中学校２校の大規模改修事業を計画し、良好な教育環境の確保と学校施設の長寿命化に取り組む予定であったが、国の当初予算において不採択となったため、本年度の事業実施が困難となり、やむを得ず、来年度以降に実施することとなった。整備事業費も大きく、計画を先送りせざるを得ず、自治体の財政負担が過大となっている。また、国が定める補助対象事業費が、実際の事業費と比較して低額であるため、市町村の負担が極めて大きい状況にある。 計画的な事業執行により、児童生徒が安心して学ぶことができる学習環境の提供と、学校教育の円滑な推進を図る必要がある。
現況及び課題等	【平成30年度当初予定していた市立小学校工事概要】 (1) 屋内運動場　昭和57年度建設　1,437㎡ (2) 事業費　106,692千円（うち交付金　23,558千円） 【平成30年度当初予定していた市立中学校工事概要】 (1) 校舎棟　平成元年・２年度建設　6,042㎡ (2) 屋内運動場　平成３年度建設　1,400㎡ (3) 事業費　272,204千円（うち交付金　92,673千円） ※事業実施が夏期休業期間中となることから、該当校では、夏期休業期間を通常よりも10～15日間長く設定することとなるため、工事時期が先送りになると、授業日数や学校行事等への影響が非常に大きい。
法令等	学校施設環境改善交付金交付要綱

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局	教育委員会事務局
	□ その他	名　　称	

件名	**10　特別支援教育の充実と環境整備のための分教室設置について**
提案市	松本市
提案要旨	インクルーシブ教育の推進のため、公立小中学校への特別支援学校の分教室の積極的な設置を要望する。
提案理由	平成30年度から松本養護学校の再編整備・環境整備は進められているが、松本市の場合、特別支援学校２校は松本市南部域に集中し、各自の特性に応じた専門的支援を必要とする児童生徒は居住地から離れた学校で学ぶ状況にある。 障がいの有無に係わらず同じ場で学ぶことにより、多様性の尊重や協働性の意識を育てる効果が期待されるインクルーシブ教育を推進するためには、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が合理的配慮の中で提供されることが必要である。 よって、特別支援学校の機能を分散し、市立小中学校の余裕教室等を活用して、小中学部の分教室を積極的に設置することを要望するもの。
現況及び課題等	松本養護学校・寿台養護学校（知的部門）在籍児童生徒の状況　（単位：人）

学校名	学部	児童生徒総数	松本市居住者	北部地域居住者
松本養護	小学部	９１	６６	６
	中学部	８４	５７	５
寿台養護	小学部	３５	２６	８
	中学部	１７	１０	２
	合計	２２７	１５９	２１

※上記の他、北部地域居住者は安曇養護学校にも３名通学している。
※北部地域とは、通学に概ね１時間程度を要する地域を指す。

関係法令等	障害者基本法（第16条） （第２次長野県教育振興基本計画） （中信地区特別支援学校の再編計画）

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）			
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）		分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁		
	■ 県	担当部局	教育委員会事務局	
	□ その他	名　　称		
件名	**11　特別支援教育充実に向けた原籍校と副学籍校をつなぐ人材配置について**			
提案市	安曇野市			
提案要旨	副学籍（副次的な学籍）制度の運用に関わり、特別支援学校に在籍する児童生徒と、副学籍校である居住地の小・中学校の児童生徒の交流及び共同学習の充実を図るため、コーディネート役となる人材の配置を要望する。			
提案理由	本年３月に策定された「第三次長野県教育振興基本計画」では、特別支援教育の充実を重要な施策と位置づけ、インクルーシブな教育を推進するため、特別支援学校に在籍する児童生徒の副次的な学籍による取組についての周知・啓発を進めることが明記されている。 本市がこの４月よりスタートさせた副学籍制度を活用して、交流及び共同学習をより充実させるためには、特別支援学校に在籍する児童生徒の個別の指導計画の中に、交流や共同学習を積極的に位置づけることが重要である。今後の副学籍の希望者の増加も視野に入れ、各自治体の副学籍校（拠点校）にコーディネート役を担う人材を配置していただく人的支援が必要である。			
現況及び課題等	本市でも、特別支援教育の充実を重点施策の一つとして取り組んでおり、厳しい財政状況の中、市内17小中学校に本年度64人の加配教員を配置し、特別な支援等を要する児童生徒への支援に努めているところである。 さらに、現在、安曇野市在住で県内の特別支援学校の小学校部・中学校部に在籍する児童・生徒56名も安曇野の未来を担う宝であり、副学籍制度を活用している11名（安曇養護学校９名、松本ろう学校２名）の新たな一歩を支援し温かく見守りたい。 本市の副学籍制度は、学校卒業後も地域や仲間との温かなつながりをもち続け、認めあって暮らせる社会の形成を目指すものである。この実現に向けて交流及び共同学習の充実を図るには、原籍校と副学籍校との連携が欠かせないが、その役割は当該校の教頭が中心となって担っており、業務量が過重となっているため、コーディネートする業務を担う人材を副学籍校に配置することが是非とも必要である。			
関係法令	学校教育法 障害者総合支援法 （第三次長野県教育振興基本計画）			

○　新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ■ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局	健康福祉部　保健・疾病対策課
	□ その他	名　　称	

件名	**12　骨髄等移植ドナーに係る支援制度の創設及びドナー登録等の推進について**
提案市	諏訪市
提案要旨	骨髄等移植ドナーの休暇取得を支援するため、県が主体となりドナーと事業所等への支援制度の創設と、あわせてドナー登録の推進及び骨髄等提供体制の促進を図るよう要望する。
提案理由	白血病等の難治性血液疾患に有効な治療法である骨髄・末梢血管細胞（以下「骨髄等」という。）移植は、ボランティアであるドナーの善意によって支えられている。 骨髄等の提供には検査等のために１週間程度の入通院が必要となるが、休暇制度のない企業等に勤めるドナーや職場の理解がない場合には提供が難しくなるため、提供体制を支援する施策が必要である。 また、長野県は登録者の割合が都道府県の中で最も低いため、登録者を増やす対策が求められている。
現況及び課題等	現在、日本骨髄バンクにドナー登録している人は、全国で約48万人を超え、移植を待つ患者の95%は適合するドナーが見つかる状況ではあるが、実際に移植に至るケースは、患者の６割程度にとどまっている。 適合するドナーであっても、仕事を休むことへの気兼ねや企業等の負担、骨髄等採取への不安などが原因となり、移植に至らないケースがある。 長野県では、平成27年度から登録会の開催を増やすなどしてドナー登録者が増えてきているが、対象人口当たりの登録者数は全国最下位（4.67人／千人）である。 当市では、ドナー登録者の拡大と骨髄等の提供率向上のため、ドナーと企業等への支援制度の実施を検討しているが、県的な取り組みが必要であると考える。
関係法令	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）

○　新たな施策の要望又は提案を求めるもの

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">種類</td><td colspan="2">□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの</td><td rowspan="4">分野</td><td rowspan="4">□ 総務文教
■ 社会環境
□ 経済
■ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td colspan="2">■ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">環境省、厚生労働省、国土交通省</td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>件名</td><td>13「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」除去等における支援制度の創設について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td>伊那市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td>「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」の除去工事等の費用負担に対する、国等による支援制度の創設を要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td>・「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」の取扱い方法について、平成29年５月に地方自治法に基づく技術的助言として、環境省より大気汚染防止法施行令で規定する「吹付け石綿」に該当するものとして取り扱うことが通知された。
・一方で国土交通省は、建築基準法で規制対象としている「吹付け石綿」には該当しないとして、アスベスト含有仕上塗材についてはアスベスト含有調査、除去工事とも補助対象としていない。
・今後、官・民とも増加が見込まれる老朽建築物等の改修、解体工事等において、建設作業者等の石綿等ばく露防止対策に要する費用増加、及び認知不足等による健康被害が懸念されるため、国等による支援制度創設を要望するもの。</td></tr>
<tr><td>現況及び課題等</td><td>・本市において、平成29年度に行った約220㎡の建物解体工事における事前調査の結果、外壁の吹付仕上塗材（リシン吹き）からアスベストが検出され、除去工事費を約410万円要したことにより、当初予定工事費約380万円が 約790万円に増加した。
・アスベスト含有仕上塗材は、1965～1999年に渡り販売されていたことから、対象建築物等多数あると想定される。また「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」が「吹付け石綿」に該当することはまだ認知度が低いため、啓発、支援の必要性は高いと考える。</td></tr>
<tr><td>関係法令</td><td>大気汚染防止法　　労働安全衛生法　　建築基準法</td></tr>
</table>

○　新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ■ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 ■ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局	農政部
	□ その他	名　　称	

件名	**14　海外からのワイン用ブドウの導入と有望品種の選定について**
提案市	東御市
提案要旨	NAGANO WINEのブランド化を推進するため、信州の気候風土に適した品種を海外から積極的に導入し、また、南北に広い長野県の地理的条件も考慮し、試験栽培として県下各地で現地試験を行い、地域の特性を活かしたワイン用ブドウの有望品種を選定することを要望する。
提案理由	長野県では、信州ワインバレー構想に基づいて、既存の欧州系品種の栽培に関する試験研究を行っているが、有望品種の選定までには至っていない。 今後、更にNAGANO WINEのブランド化を推進するためには、信州の気候風土に適した品種を海外から積極的に導入し試験研究を行い、有望品種を選定することが必要である。 小規模ワイナリーの集積を促進するためには、有望品種により中山間地における栽培効率の改善を図りながら、一定の品質を保つことが重要であり、ワイン産業を成長産業として育成するために必要な事業である。
現況及び課題等	世界に認められる高級ワインの原料は、欧州系品種である。 また、有望な品種の中には、入手困難なものがあると聞いている。 従って、有望品種の選定を図るには、ワイン用ブドウの試験研究を実施している県の専門機関で対応していただくことが望まれる。
関係法令	種苗法

○　特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	国土交通省
	■ 県	担当部局	企画振興部
	□ その他	名　　称	

件名	**15　交通弱者対策として市民バス事業への財政支援等について**
提案市	大町市
提案要旨	少子高齢化が進む中で、地域住民の移動手段を確保するために持続可能で効率的な地域公共交通あり方検討を県主導により行っていただき、市民バス事業についての財政支援を要望する。
提案理由	当市では買い物、通院、通学等市民生活の足を確保するため市民バスの運行を行っているが、運行には多額の費用を要している反面、利用者数は減少傾向である。 この状況は県内多くの市町村において共通の課題であると考えられることから、地域住民の交通移動手段確保の現状に関して、情報共有を図るとともに課題解決に向けた議論を行い、中山間地域を多く抱える長野県の地理的条件にも鑑み、県として財政的な支援が必要と考える。
現況及び課題等	当市では市民バスの利用者数の改善を図るべく、運行形態の見直しを毎年実施しているが、利用者数の大きな改善はみられていない。そこで本年度から市民バスの利用促進に向けた庁内横断的な検討組織を設置し、抜本的な改善策の検討を開始した。しかし、福祉的な観点だけでなく、自動運転等、近年の情報通信技術的な観点など、検討分野が多岐にわたるため、効率的な運行体系の構築が課題となっている。 □ 市民バス運行経費等の推移
法令関係	

	運行経費	利用料収入	利用者数
平成29年度	96,451,510円	9,171,900円	76,479人
平成28年度	93,501,609円	9,742,750円	73,290人
平成27年度	85,889,343円	11,769,400円	86,462人

○　特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H29・4・20　第140回総会；飯山市)			
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設	
要望先	■ 国	担当省庁	国土交通省	
	□ 県	担当部局		
	□ その他	名　　称		

件名	**16　下水道老朽化施設改築事業の社会資本整備総合交付金対象の継続と交付金の財源確保について**
提案市	諏訪市
提案要旨	地方自治体が所管する公共下水道施設のうち既に更新時期を迎えたものについては、当交付金を財源として改築を実施しているところであるが、今後も制度の継続と更新需要に見合う所要額の交付金の財源確保を要望する。
提案理由	下水道施設の老朽化対策事業には、下水道長寿命化支援制度やストックマネジメント支援制度を活用し、その財源に当交付金を充てているが、今後、更新時期を迎える施設等の数量はさらに増加するため、事業に要する財源としての重要性は更に高まる状況にある。 一方、平成29年10月17日に開催された財務省の財政制度分科会において、「新下水道ビジョン加速戦略」に基づき、国の財政支援を汚水処理に係る「受益者負担の原則」と整合性のあるものに見直して行くとの方針が謳われたことから、今後、老朽化施設の改築等に係る国の財政支援の削減が懸念される。万一削減がなされた場合には、下水道事業の持続的・安定的な運営が困難となることから、支援の継続を強く要望するものである。
現況及び課題等	使用料収入は、人口減少や節水型社会により減少傾向にあり、厳しい財政状況にある。また、国の方針によって改築事業の財源を受益者に求め下水道使用料に反映させた場合には、今後の消費税増税と相まって市民の消費生活は圧迫され、地域経済への影響も懸念される。 施設改築事業等が国費により確実に行われ、施設が安定的に機能することによって公共の良好な環境が保たれ、国土の環境保全が果たされるためにも、引き続き支援対象事業とされたい。
関係法令	社会資本整備総合交付金交付要綱ほか

○　特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 ■ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局	林務部
	□ その他	名　　称	

件名	**17　森林環境譲与税（仮称）及び新たな森林管理システム導入に係る県の支援体制について**
提案市	上田市
提案要旨	来年度から導入が予定されている森林環境譲与税（仮称）及び新たな森林管理システムにおいては、市町村事務が大幅に増加すると見込まれる。 県は市町村に対する支援策を明確にするとともに、今後の事務が円滑に進むよう林業専門職員派遣などの人的支援を要望する。
提案理由	新たな森林管理システムは森林環境譲与税（仮称）を財源とし、所有者が管理できない森林の管理権を市町村に設定するものとしている。 その上で市町村は、採算ベースに乗りそうな森林は担い手に管理を委託し、採算が難しい森林は自ら管理するものとしている。 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村の果たす役割が重要であることは理解している。しかしながら、林業専門職員を採用していない市町村が、これまで以上に森林整備等について積極的な役割を果たすためには、人的支援を含めた市町村への支援が必要と考える。
現況及び課題等	・当市では林業専門職員を採用していないことから、平成29年度から市町村支援策である地域林政アドバイザー制度を活用し、嘱託職員として雇用している。 ・事業の実施体制（各市単独、あるいは地域で連携して実施する等）の方針が決まらなければ、具体的な事業内容や来年度に向けての職場の人員体制、予算要求等について検討ができない。 ・効果的な運用を図るために設置しているワーキンググループでの充分な検討と適時適切な情報提供をお願いしたい。
関係法令	森林経営管理法

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">□ 新　規　　■ 再提案　(H30・4・19 第142回総会；長野市ほか12市)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">種類</td><td colspan="3">□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　）</td><td>分野
□ 総務文教
■ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">総務省、環境省、財務省</td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局</td><td colspan="2">環境部</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="4">18　国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="4">長野市、松本市、上田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、
大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="4">循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう求める。
また、全ての廃棄物処理施設の整備についての用地費や解体撤去工事費についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="4">・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。
・ごみ処理施設の整備には、複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。
・建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。
・最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費が交付金の交付対象となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壌汚染対策等高額な費用がかかるが、既存施設の解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合は交付金の交付対象となっていない。
・また、ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。</td></tr>
</table>

現況及び課題等	【長野広域連合】 ・長野広域連合では、ごみ焼却施設２施設（長野市、千曲市）、最終処分場１施設（須坂市）の整備を進めている。 長野市に建設中のごみ焼却施設は、整備する地域の住民に対し協力を要請して以来、約７年の長きにわたり、その地域の住民と協議や説明会等、多大な労力を費やした。 平成 25 年３月にようやく地域住民の同意が得られ、同月、建設に関する協定を締結した。 ・現在稼働中のごみ焼却施設は、老朽化が進んでおり、新たなごみ焼却施設を早急に整備する必要がある。 ・長野広域連合が計画する「ごみ処理施設整備事業」の財源には、交付金が不可欠である。（交付金の平成 30 年度当初内示額は要望額の約 99.9%） 特に長野市に建設中のごみ焼却施設は、平成 28 年度から本格的な施設の建設工事に着手し、平成 31 年３月から施設の運用を予定しており、計画どおりに事業を推進するためには交付金要望額の満額交付を受けることが必要である。 ・一方、長野市は、長野広域連合のごみ焼却施設の稼働により、平成 30 年度から既存焼却炉の解体及び新たなストックヤードの建設に着手する。（平成 30 年度：実施設計、平成 31・32 年度（2019・2020 年度）：焼却炉解体・ストックヤード建設）（交付金の平成 30 年度当初内示額は要望額の 100.0%） ・事業に対する交付金が削減された場合、長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。 ・最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、既存施設の解体撤去工事費及び周辺環境整備の費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を実施する上で懸念事項となっている。 ・新施設の稼働により運用を終えた既存施設は、速やかに解体撤去工事を実施することが必要であるが、工事にはダイオキシン類の飛散対策等の費用が加わり、工事に要する費用が高額になることから、管理する市町村等において工事費用を全て一般財源で賄わなければならないことが財源を確保する上で大きな課題となっている。 【上田地域広域連合】 ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の３箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。 ・上田地域広域連合では、３クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。

・上田地域広域連合では、過去２度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
・現在、施設の早期建設に向け、平成24年６月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
・また、最終処分場の用地費、既存３クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用、住民理解を得るための周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっておらず、大きな財政負担が生じることとなる。

【佐久市・北佐久郡環境施設組合】
・佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、2020年度の稼働を目標に、老朽化した既存２施設のごみ焼却施設を統合した新クリーンセンター（建設地：佐久市）の整備を進めている。
・施設の早期整備に向けて事業を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
・当該組合では、組織市町を含む佐久地域10市町村のごみ焼却処理を本施設で行う計画としており、平成30年度から施設本体建設工事が本格化しており、財源不足による事業の遅れは、この地域全体の将来に向けた安全、安定かつ安心なごみ処理体制の構築に多大な影響を与えることになる。

【松塩地区広域施設組合】
・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成23年12月に策定した松塩地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、一般廃棄物処理施設の整備に取り組んでいる。
・ごみ焼却施設の改良事業は、平成29年度に完了し、ごみ中継施設を新設する整備事業は、平成30年度に完了する計画である。
・ごみ焼却施設は、改良事業により設備の延命を図ってきたが、平成40年（2028年度）には現施設の運転が終了することから、新焼却施設建設に向けた新たな整備計画を策定することとなる。施設の整備には、地域住民の理解や協力が不可欠で、周辺環境の整備も求められ多くの費用を要するため、支援範囲を拡充した交付金による支援が必要である。

【諏訪南行政組合】

・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け３市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備が、諏訪南行政事務組合の共同処理する事務として、平成 26 年度に位置づけされた。

・構成３市町村では、最終処分場の残余容量が少ないこと、また、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設（リサイクル施設）の老朽化が著しいことから、両施設の整備が喫緊の課題となっている。こうしたことから平成27年７月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンターの整備目標年度は平成 31 年度（2019 年度）、最終処分場は平成 32 年度（2020 年度）とされている。

・現在、施設整備に向け３市町村の協議を行っているが、平成 28 年度から事業に着手し、併せて、諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画の改定を行った。施設整備の財源は、循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金であるため、交付金が削減された場合、事業の進捗に影響を及ぼし、本地域内の一般廃棄物処理に支障が生じる恐れがある。

・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合の市町村内にある、２か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を計画している。施設整備後は、２か所の不燃物処理施設は不要な施設となり、早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となっている。

【上伊那広域連合】

・上伊那広域連合（８市町村）が伊那市に計画する「ごみ焼却施設」は、新たな施設用地において平成31年３月末の稼働を目指しており、新施設の竣工後には速やかに旧施設（２施設）を解体撤去する必要がある。

・財源としては除却債を活用する予定であるが、これは資金手当てのみであり、今後の償還において本体の起債償還とあわせて構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。

【穂高広域施設組合】

・安曇野市の一般廃棄物中間処理（ごみの焼却処理等）は、一部事務組合である穂高広域施設組合（安曇野市、池田町、松川村、生坂村、麻績村、筑北村の６市町村で構成）の穂高クリーンセンターで行っている。現施設は、稼動から既に24年が経過し、施設の更新整備に向けて、穂高広域施設組合では、平成27年12月、循環型社会形成推進地域計画を策定した。

	・「新ごみ処理施設整備事業」の財源にはこの交付金が不可欠であるため、循環型社会形成推進交付金の確実な予算確保を求めるものである。 ・穂高広域施設組合では、平成 30 年４月、当該整備事業の建設請負工事の契約を締結し、平成 33 年（2021 年）３月の稼働を目指し、建設における詳細設計等を進めているところである。 ・これから工事が進むにつれ、建設費の支払いも増加することから、今後申請する施設整備に対する交付金が削減された場合、本市のみならず構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすこととなる。 ・また、新施設稼働後は、管理面及び景観の観点から廃止となる廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要であるが、組合組織市町村で負担する解体費用の全てを一般財源で賄わなければならず、財源確保が大きな課題となり、事業の進捗に影響を及ぼす恐れがある。廃棄物処理施設の解体工事費については、跡地利用の状況にかかわらず全ての解体工事について、交付金対象とするなどの財政支援が必要である。 【北アルプス広域連合】 ・北アルプス広域連合のうち池田町、松川村を除く３市村（大町市、白馬村、小谷村）では、平成 30 年８月の稼働を目標に、老朽化した大町市、白馬村の既存２施設のごみ焼却施設を統合し、新処理施設（名称：北アルプスエコパーク、建設地：大町市）の建設を進めている。 ・現在、建設工事を行っているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。 ・大町市の環境プラントは、広域のごみ焼却施設稼働に伴い、平成30年３月末で運転を停止した。その施設取り壊し事業費は、非常に多額となるため、解体費用についても交付金の対象事業費とすることを要望する。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱

Ⅲ　その他

幼児教育・保育の無償化について

Ⅳ　事務局提出議題

1　協議事項

（1）平成29年度長野県市長会決算認定について

・平成29年度会務報告書……資料2－1

・平成29年度歳入歳出決算書……資料2－2

（2）市長会から選出する各種団体等の役職について……資料3

（3）第173回北信越市長会総会について

・開催日程……資料4－1

・分科会所属……資料4－2

（4）その他

2　報告事項

（1）市長会から選出する各種団体等の役職について……資料5

（2）今後の会議日程等について……資料6

Ⅴ　県施策説明

（1）広域災害応援の再確認について……資料7

（2）交通系ＩＣカード導入の取組について……資料8

（3）産婦健康診査事業の円滑な実施について……資料9

（4）いのち支える取組といのち支える市町村キャラバンの実施について……資料10

（5）新規電源開発地点発掘プロジェクトについて……資料11

出席者名簿

（敬称略）

来　賓	長野県知事	阿部守一
	松本市議会議長	上條俊道
	長野県市町村課長	竹内善彦

市名	職名	氏名
長野市	市長	加藤久雄
	秘書課係長	松林秀樹
上田市	市長	土屋陽一
	秘書課長	北沢健治
岡谷市	市長	今井竜五
	秘書広報課長	仲田健二
飯田市	市長	牧野光朗
	秘書広報課長	細田仁
諏訪市	市長	金子ゆかり
	秘書係長	金井靖仁
須坂市	市長	三木正夫
	政策推進課担当係長	白砂勇樹
小諸市	副市長（市長代理）	濱村圭一
	企画課長	柳澤学
伊那市	市長	白鳥孝
	秘書広報課長	白鳥英一
駒ヶ根市	市長	杉本幸治
	秘書広報室長	中嶋憲一
中野市	市長	池田茂
	秘書広報係長	江本一視
大町市	市長	牛越徹
	秘書係長	柳澤俊樹

市　名	職　名	氏　名
飯山市	市長	足立正則
	秘書係長	水野秀樹
茅野市	市長	柳平千代一
	秘書係長	竹内こずえ
塩尻市	市長	小口利幸
	秘書広報課長	塩原正巳
佐久市	市長	柳田清二
	秘書係長	小根山史
千曲市	市長	岡田昭雄
	秘書広報課長	島田栄一
東御市	副市長（市長代理）	田丸基廣
	秘書課長	小林秀行
安曇野市	市長	宮澤宗弘
	秘書広報課長	小林俊夫
長野県市町村課	課長補佐兼行政係長	清水拓郎
	主査	石川直樹
	主事	青木陽太
市長会事務局	事務局長	青木弘
	事務局次長	百瀬一典
松本市	市長	菅谷昭
	副市長	坪田明男
	総務部長	丸山貴史
	政策部長	山内亮
	秘書課長	羽田野雅司
	政策課長	小西敏章

中町通り（なまこ壁の土蔵）